

宮保育第2054号
令和4年3月7日

さくら認定こども園 施設長 様

子 ども 部 長
(保 育 課 扱 い)

保育施設の臨時休園等に伴う保育料の日割り計算対応について

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症等の予防に御尽力いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、貴施設におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策として、本市の要請に基づき、施設の臨時休園等をいただいたところではありますが、これに伴う保育料の日割り計算につきまして、別紙のとおり対応いたします。

貴施設におかれましては、内容を御確認いただきますとともに、職員・保護者の方に対しましても御周知いただきますようお願いいたします。

保育課 保育グループ
TEL 028-632-2393

保育施設の臨時休園等に伴う保育料の日割り計算対応について
(さくら認定こども園)

1 日割り対象期間（臨時休園等期間）※0～2歳

(1) 臨時休園期間

なし

(2) 登園自粛要請期間

令和4年2月17日（木）～2月19日（土）

令和4年2月24日（木）～2月26日（土）

2 日割り対象日（日曜日・祝日を除いた日数）

(1) 臨時休園期間：なし

(2) 登園自粛要請期間：6日間

3 日割り対象保育料

令和4年2月分（月の日割り対象日数分を減額）

【参考】日割り計算式（10円未満切り捨て）

通常の月額保育料×（当月の平日（土曜日含む）日数－日割り対象日数）÷25日

4 日割り対象者

期間中、保育施設を欠席した児童（代替保育を利用した児童を除く。）

※ 無償化等により、既に保育料が0円の方を除きます。

また、宇都宮市外在住の方は、お住いの市町村にお問い合わせください。

5 日割り計算、保護者への差額返金について

- 施設において、別紙「臨時休園・登園自粛要請登園自粛要請による欠席者（0～2歳クラス）報告書」を作成し、保育課へ御提出ください。**（令和4年3月10日（木）まで）**
- 市において日割り保育料額を算出し、保護者へ通知するとともに、施設へ一覧表を送付します。（3月下旬予定）
- 施設において、通常の保育料と日割りの保育料との差額を保護者へ返金してください。
- 差額返金分は、4月分の施設型給付費に上乗せして施設へお支払いします。